

2021（令和3）年度 介護予防・日常生活支援総合事業の事業費の改定

		サービス名称	区分	単位（新設・変更）
訪問型サービス	イ	訪問型サービス費 ※	(Ⅰ)	1,176 単位
	ロ		(Ⅱ)	2,349 単位
	ハ		(Ⅲ)	3,727 単位
	チ	初回加算		200 単位
	リ	生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	100 単位
			(Ⅱ)	200 単位
	ヌ	介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	+ 所定単位 × 137/1000
			(Ⅱ)	+ 所定単位 × 100/1000
			(Ⅲ)	+ 所定単位 × 55/1000
			(Ⅳ)	+ (Ⅲ) の 90/100
(Ⅴ)			+ (Ⅲ) の 80/100	
ル	介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)	+ 所定単位 × 63/1000	
		(Ⅱ)	+ 所定単位 × 42/1000	
通所型サービス	イ	通所型サービス費 ※	(1)	1,672 単位
			(2)	3,428 単位
	ロ	生活機能向上グループ加算		100 単位
	ハ	運動器機能向上加算		225 単位
	ニ	若年性認知症利用者受入加算		240 単位
	ホ	栄養アセスメント加算（新設）		50 単位
	ヘ	栄養改善加算		200 単位
	ト	口腔機能向上加算	(Ⅰ)	150 単位
			(Ⅱ)	160 単位
	チ	選択的サービス複数実施加算	(Ⅰ)	480 単位
			(Ⅱ)	700 単位
	リ	事業所評価加算		120 単位
	ヌ	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	(-) 88 単位 (-) 176 単位
			(Ⅱ)	(-) 72 単位 (-) 144 単位
			(Ⅲ)	(-) 24 単位 (-) 48 単位
	ル	生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	100 単位
			(Ⅱ)	200 単位
	ヲ	口腔・栄養スクリーニング加算（新設）	(Ⅰ)	20 単位
			(Ⅱ)	5 単位
	ワ	科学的介護推進体制加算（新設）		40 単位
カ	介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	+ 所定単位 × 59/1000	
		(Ⅱ)	+ 所定単位 × 43/1000	
		(Ⅲ)	+ 所定単位 × 23/1000	
		(Ⅳ)	+ (Ⅲ) の 90/100	
		(Ⅴ)	+ (Ⅲ) の 80/100	
ヨ	介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)	+ 所定単位 × 12/1000	
		(Ⅱ)	+ 所定単位 × 10/1000	
介護予防ケアマネジメント	イ	介護予防ケアマネジメント費 A ※		438 単位
		介護予防ケアマネジメント費 B ※		406 単位
	ロ	初回加算		300 単位
	ハ	委託連携加算（新設）		300 単位

※ 訪問イ～ハ、通所イ及び介護予防ケアマネジメント A・B については、2021（令和3）年9月30日まで1001/1000に相当する単位数を算定する。